

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして

後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。

そのため、当院で処方する薬剤は後発医薬品になることはありますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

ご不明な点などございましたら、**薬剤師または主治医**にお尋ねください。

※ジェネリック医薬品とは？

- ・新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に他の製薬会社から発売される同じ有効成分を使用した品質・効果・安全性が同等なおくすりです。
- ・製品によっては、服用しやすいように大きさ・味・香りなどを改良した医薬品もあります。
- ・新薬に比べ開発費が少ないため、新薬より低価格で利用できるおくすりです。

※一般名処方をお願い

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品における供給状況等を踏まえ、院外処方では一般名処方（薬剤の成分をもとにした処方）を行っております。

また、院内の採用医薬品においても供給状況等により治療計画の変更や医薬品を変更することがあります。

病院長